

# マイナンバーカード受け取りのご案内

マイナンバーカードは原則申請者本人が受け取る公的な本人確認書類です。持ちものに不足がある場合は、マイナンバーカードをお受け取りになれません。なりすまし等を防止するため、厳格な本人確認の上でのお手続きになりますので、下記の持ちものを必ず確認しお越してください。

## 当日の持ちもの

申請者本人の来庁が必要です。

- (1) マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（同封のはがき）
- (2) マイナンバーカード・電子証明書 設定暗証番号記載票（同封のA5の紙）
- (3) 通知カード（個人番号を記載した緑色の紙製のもの。お持ちの方）  
※紛失した場合は紛失届を記入していただきます。
- (4) 本人確認書類 ⇒ 下記【本人確認書類】のA欄1点、またはB欄2点

### 【本人確認書類】

- ・ 有効期限があるものは期間内、いずれも原本に限ります。
- ・ 氏名と住所が最新の記載になっているものに限ります。

A	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書（すべて顔写真付きのものに限る）
B	資格確認書、医療受給者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、限度額適用認定証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給証明書、母子健康手帳、学生証、在学証明書、社員証、診察券（※1）、法定代理人（※2）・病院長・施設長が作成する顔写真証明書 など

※1 漢字氏名及び生年月日記載のものに限ります。診察券2枚での本人確認はできません。必ず診察券以外の本人確認書類と組み合わせでお持ちいただくようお願いします。

※2 代理人によるマイナンバーカードの受取り（裏面参照）を希望される場合で、マイナンバーカードの受取日時時点で申請者本人が18歳未満の方の法定代理人及び成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人が利用可能です。

### ◆ 15歳未満の子、成年被後見人等の方の受け取り

受取りの際は、本人と一緒に法定代理人が窓口にお越しいただく必要があります。（15歳未満の子の場合は親権者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人の方の場合は成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人が法定代理人となります。）

また、「当日の持ちもの」（1）から（5）の他に下記の追加書類が必要です。

#### 15歳未満の子

- ・ 本人の戸籍謄本（本籍が花巻市の方または同一世帯の方は不要）
- ・ 親権者の本人確認書類 ⇒ 上記【本人確認書類】のA欄1点、またはB欄2点

#### 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人

- ・ 登記事項証明書、代理行為目録など（マイナンバーに関する手続きについて記載があること）
- ・ 成年後見人の本人確認書類 ⇒ 上記【本人確認書類】のA欄1点、またはB欄2点

代理人による受取りは裏面をご覧ください➡